

改正案	現行
<p>(特別の事情を有する債権)</p> <p>第一条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十二号。以下「施行令」という。） （第七条第一項第四号及び第八条第一号に規定する特別の事情を有する債権とは、次の各号に掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあつては当該各号に掲げる契約に基づく債権）をいう。）</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 内国法人の発行する社債のうち、契約により、発行に際して応募額が総額に達しない場合に証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第九項に規定する証券会社又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）<u>第一条第二号に規定する外国証券会社の同条第八号に規定する支店</u>がその残額を取得するものとされたもの</p> <p>九 (略)</p> <p>十 <u>証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）</u>第二条第一項の証券投資信託</p> <p>十一～十二 (略)</p>	<p>(特別の事情を有する債権)</p> <p>第一条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十二号。以下「施行令」という。） （第七条第一項第四号及び第八条第一号に規定する特別の事情を有する債権とは、次の各号に掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあつては当該各号に掲げる契約に基づく債権）をいう。）</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 内国法人の発行する社債のうち、契約により、発行に際して応募額が総額に達しない場合に証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第九項に規定する証券会社又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）</u><u>第五条第三号に規定する外国証券会社の支店</u>がその残額を取得するものとされたもの</p> <p>九 (略)</p> <p>十 <u>証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）</u>第一条第一項の証券投資信託</p> <p>十一～十二 (略)</p>